

第79号議案

神戸市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の件  
神戸市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例  
神戸市農業集落排水処理施設条例（平成元年1月条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第16条関係）

基本額 （1戸1月につき）	超過額 1立方メートルにつき （1戸1月につき）
5立方メートル以下 500円	5立方メートルを超え10立方メートル以下の分 20円 10立方メートルを超え30立方メートル以下の分 100円 30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 130円 50立方メートルを超え100立方メートル以下の分 155円 100立方メートルを超え200立方メートル以下の分 186円 200立方メートルを超え500立方メートル以下の分 219円 500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 234円 1,000立方メートルを超え2,000立方メートル以下の分 249円 2,000立方メートルを超える分 265円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の神戸市農業集落排水処理施設条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の分として徴収する農業集落排水処理施設使用料について適用し、施行日前の分として徴収する農業集落排水

処理施設使用料については，なお従前の例による。

理 由

農業集落排水処理施設使用料を改定するに当たり，条例を改正する必要があるため。



(参 考)

神戸市農業集落排水処理施設条例

(現 行)

別表第2 (第16条関係)

基本額 (1戸1月につき)	超過額 1立方メートルにつき (1戸1月につき)
10立方メートル以下 470円	10立方メートルを超え30立方メートル以下の分 98円 30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 128円 50立方メートルを超え100立方メートル以下の分 152円 100立方メートルを超え200立方メートル以下の分 183円 200立方メートルを超え500立方メートル以下の分 215円 500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 230円 1,000立方メートルを超え2,000立方メートル以下の分 245円 2,000立方メートルを超える分 260円

( \_\_\_\_\_ は，改正部分を示す。)

(改 正 案)

別表第2（第16条関係）

基本額 (1戸1月につき)	超過額 1立方メートルにつき (1戸1月につき)
5立方メートル以下 500円	5立方メートルを超え10立方メートル以下の分 20円 10立方メートルを超え30立方メートル以下の分 100円 30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 130円 50立方メートルを超え100立方メートル以下の分 155円 100立方メートルを超え200立方メートル以下の分 186円 200立方メートルを超え500立方メートル以下の分 219円 500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 234円 1,000立方メートルを超え2,000立方メートル以下の分 249円 2,000立方メートルを超える分 265円

